

関東地方整備局の 用地行政の現状について

令和5年4月

(5月一部改訂(12.))

関東地方整備局用地部

《目次》

I 用地部の主要課題

1. 大規模プロジェクトの推進
2. 関東地区土地政策推進連携協議会
3. 地籍整備の促進

II 業務体制

1. 用地部の組織
2. 管内事務所

I 用地部の主要課題

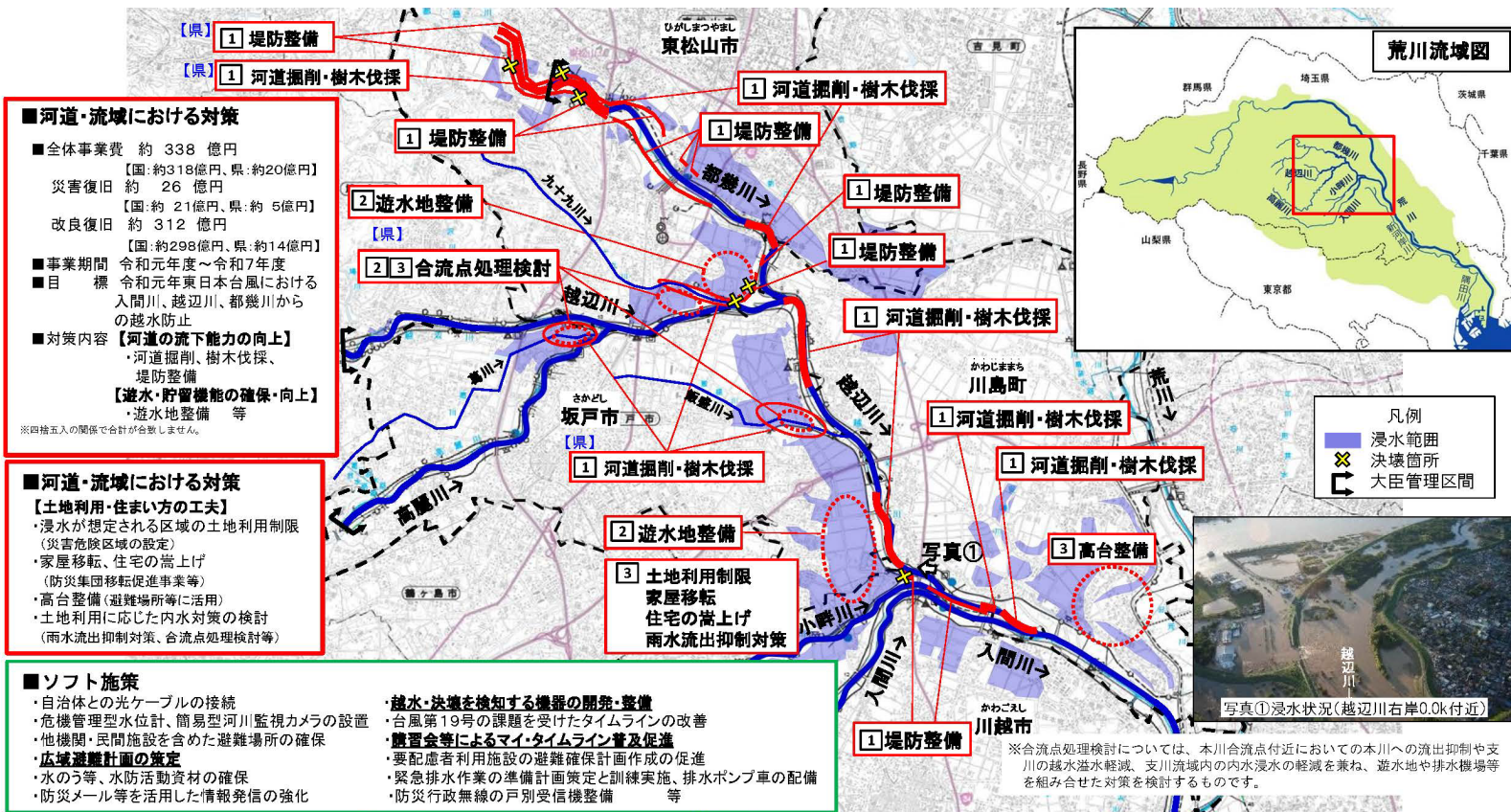
1. 大規模プロジェクトの推進

(1) 河川事業

① 入間川流域緊急治水対策プロジェクト(直轄河川大規模災害関連事業)

○令和元年東日本台風により、堤防が決壊するなど甚大な被害を受け、荒川水系入間川流域において、国、県、流域4市町が連携し、「河道・流域における対策として多重防御治水の推進」、「ソフト施策による減災に向けた更なる取組の推進」を実施。治水対策により、社会経済被害の最小化を目指すプロジェクトを始動。

○国では入間川、越辺川、都幾川において堤防、護岸等の被災施設の迅速な復旧、河道内の土砂掘削、樹木伐採による水位低減、掘削土を活用した堤防整備等を令和7年度までに緊急的・集中的に実施し、治水安全度の向上を図る。



【関連リンク】

入間川流域緊急治水対策プロジェクト 荒川上流河川事務所

用地取得率(令和5年3月末現在)

入間川	100%
越辺川	91%
都幾川	84%

※面積ベース。遊水地部分除く。

②那珂川緊急治水対策プロジェクト(直轄河川緊急復旧事業・河川大規模災害関連事業)

○令和元年東日本台風により、那珂川水系では甚大な被害を受け、国、県、市町村が連携し、「河道・流域における対策として多重防御治水の推進」、「ソフト施策による減災に向けた更なる取組の推進」を実施。治水対策により、社会経済被害の最小化を目指すプロジェクトを始動。

○今後の本格的な災害復旧工事等を迅速かつ効率的に進めるため、事業を担当する常陸河川国道事務所に
令和元年11月22日「那珂川緊急治水対策推進室」を設置。

用地取得率(令和5年3月末現在)

堤防整備		霞堤整備	
野口・下伊勢畑地区	77%	下境地区	32%
下江戸・下坏地区	99%	河道掘削箇所	55%
吉沼地区	58%	大場遊水池	11%
大野地区	92%		
勝田・栄町地区	81%		

※面積ベース

【関連リンク】

[那珂川緊急治水プロジェクト](#)
[常陸河川国道事務所](#)

■河道・流域における対策

全体事業費 約813億円【国:約669億円、県:約144億円】
災害復旧 約219億円【国:約101億円、県:約117億円】
改良復旧 約594億円【国:約567億円、県:約27億円】
事業期間 令和元年度～令和8年度
目標 令和元年東日本台風洪水における本川からの越水防止
対策内容 河道掘削、遊水地、堤防整備 等
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

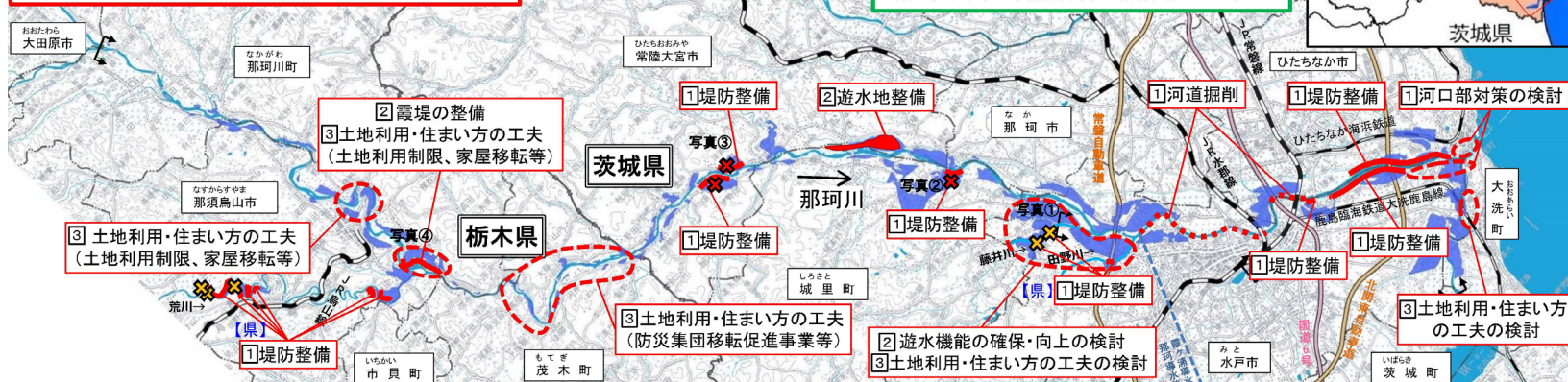
■河道・流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】
・浸水が想定される区域の土地利用制限(災害危険区域の設定等)
・家屋移転、住宅の嵩上げ(土地利用一体型防災事業、防災集団移転促進事業等)
・高台整備 等

■ソフト施策

・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
・ダム操作状況の情報発信
・台風第19号の課題を受けたタイムラインの改善
・講習会等によるマイ・タイムライン普及促進
・防災メール、防災行政情報伝達システム、防災行政無線等を活用した情報発信の強化
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施 等

【位置図】



写真④浸水被害状況(那珂川左岸61.0k)



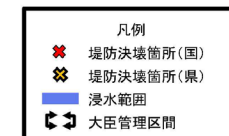
写真③堤防決壊状況(那珂川左岸40.0k)



写真②浸水被害状況(茨城県那珂市、城里町)



写真①浸水被害状況(茨城県水戸市)



※計数及び対策については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合がある

③久慈川緊急治水対策プロジェクト(直轄河川緊急復旧事業・河川大規模災害関連事業)

- 令和元年東日本台風により、久慈川水系では甚大な被害を受け、国、県、市町村が連携し、「河道・流域における対策として多重防御治水の推進」、「ソフト施策による減災に向けた更なる取組の推進」を実施。治水対策により、社会経済被害の最小化を目指すプロジェクトを始動。
- 令和元年東日本台風からの復旧・復興を加速化し、洪水災害等への備えを強力に推進するため、令和2年4月1日「久慈川緊急治水対策河川事務所」を茨城県常陸太田市に設置。

【関連リンク】

久慈川緊急治水プロジェクト

常陸河川国道事務所 久慈川緊急治水対策河川事務所

用地進捗率(令和5年3月末現在)

国直轄区間	45%
権限代行区間	45%

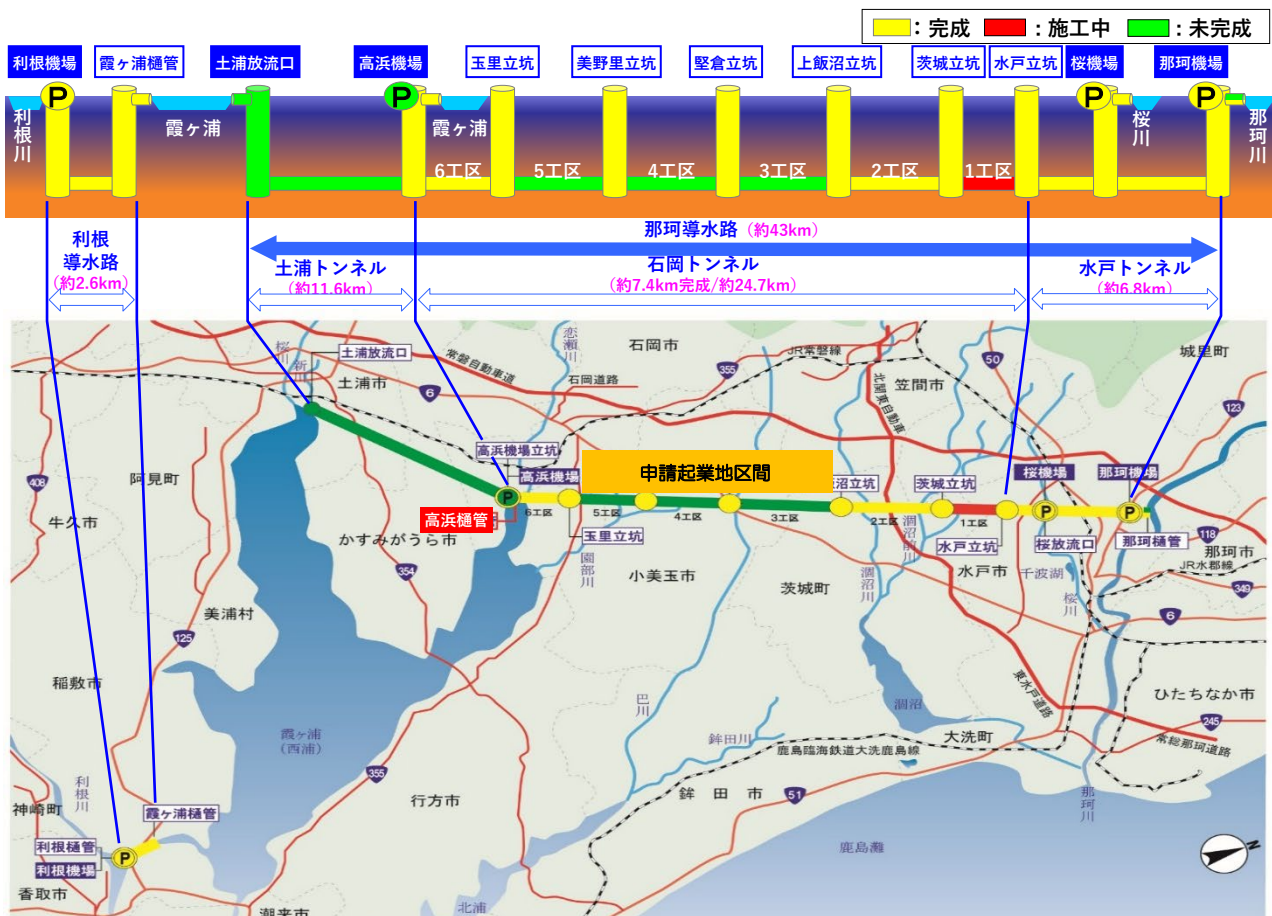
※面積ベース



④霞ヶ浦導水事業(直轄流況調整河川事業)

○霞ヶ浦導水事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部をつなぐ地下トンネルを建設し、水を相互に行き来させることによる霞ヶ浦と桜川等の水質浄化、利根川下流部と那珂川下流部の流水の正常な機能の保持(水不足の軽減)及び那珂川と霞ヶ浦における新規の都市用水の確保を図ることを目的とした、総延長約45.6kmの事業。

○立坑・機場部分は用地取得、トンネル部分は区分地上権を設定。石岡トンネルのうち3～5工区を申請起業地区間として、令和3年11月26日に土地収用法に基づく事業認定を申請。令和4年2月25日に事業認定の告示。



【関連リンク】

霞ヶ浦導水工事事務所

用地取得率(令和5年3月末現在)

石岡トンネル(1工区～6工区)	99%
-----------------	-----

※面積ベース、区分地上権設定を含む



※流況調整河川とは

流況の異なる2つ以上の河川を水路で結び、相互に導送水を行うことにより、それぞれの河川の流況を改善することを目的とする河川又は河川管理施設。

(2) 道路事業

① 東京外かく環状道路(関越～東名)

○東京外かく環状道路は、都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路であり、首都圏の渋滞和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路。

○関越道から東名高速までの約16kmについては、平成21年度に事業化、平成24年4月には、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)に対して有料事業許可がなされ、国土交通省と共同して事業を推進中。

○用地取得率(令和5年3月末現在): 約92%(面積)

○引き続き任意協議と並行して収用手続を実施。

【関連リンク】

[東京リングステップ](#)

[東京外かく環状国道事務所](#)



[JCT・ICは仮称・開通区間は除く]

②首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)

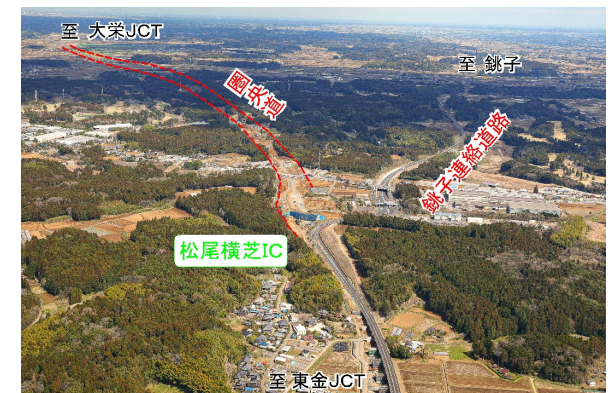
- 都心から放射状に延びる東関東自動車道や常磐自動車道と相互に連絡し、成田国際空港や筑波研究学園都市へのアクセス向上、それに伴う観光、物流、研究等の発展、また、成田市・多古町・芝山町・横芝光町・山武市における更なる産業振興に寄与。
- 大栄～横芝の約18.5kmについては、平成20年度に事業化、平成25年6月には東日本高速道路(株)に対して有料道路事業許可がなされ、国土交通省と共同して事業を推進中。
- 用地取得率(令和5年3月末現在)： 約99%(面積)
- 引き続き任意協議と並行して収用手段を実施。

【関連リンク】

[首都圏中央自動車道\(圏央道\)](#)
[千葉国道事務所](#)



大栄JCT付近 (令和5年1月撮影)



松尾横芝IC付近 (令和5年1月撮影)

③東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)

○常磐自動車道三郷JCTから北関東自動車道茨城町JCTまでの延長143kmの高速自動車国道のうち、茨城県潮来市を起点に茨城県鉾田市に至る延長30.9kmの道路。

高速ネットワークを形成し、国際バルク戦略港湾である鹿島港や成田国際空港、茨城空港へのアクセス向上を図るとともに、災害時の代替路線(リダンダンシー)を確保し、北関東地域と東関東地域の連携交流に寄与。

○本区間は、平成21年度に事業化、平成29年3月には東日本高速道路(株)に対して有料道路事業許可がなされ、国土交通省と共同して事業を推進中。

○用地取得率(令和5年3月末現在)： 約97%(面積)

○引き続き任意協議を継続し必要手続を実施。



【関連リンク】

[東関東自動車道水戸線](#)
[常総国道事務所](#)



潮来IC付近 (令和4年2月撮影)

④新大宮上尾道路(与野～上尾南)

○新大宮上尾道路は、さいたま市中央区から鴻巣市に至る延長25.1kmの高架構造の自動車専用道路。

圏央道沿線から都心へのアクセス性が向上し地域の産業活動を支援するとともに、渋滞緩和により追突事故の減少、信越、東北方面との主要拠点間の広域連携強化など、沿線地域の安全で安心な暮らしに寄与。

○与野～上尾南の約8.0kmについては、平成28年度に事業化、平成29年3月には首都高速道路(株)に対して有料道路事業許可がなされ、国土交通省と共同して事業を推進中。

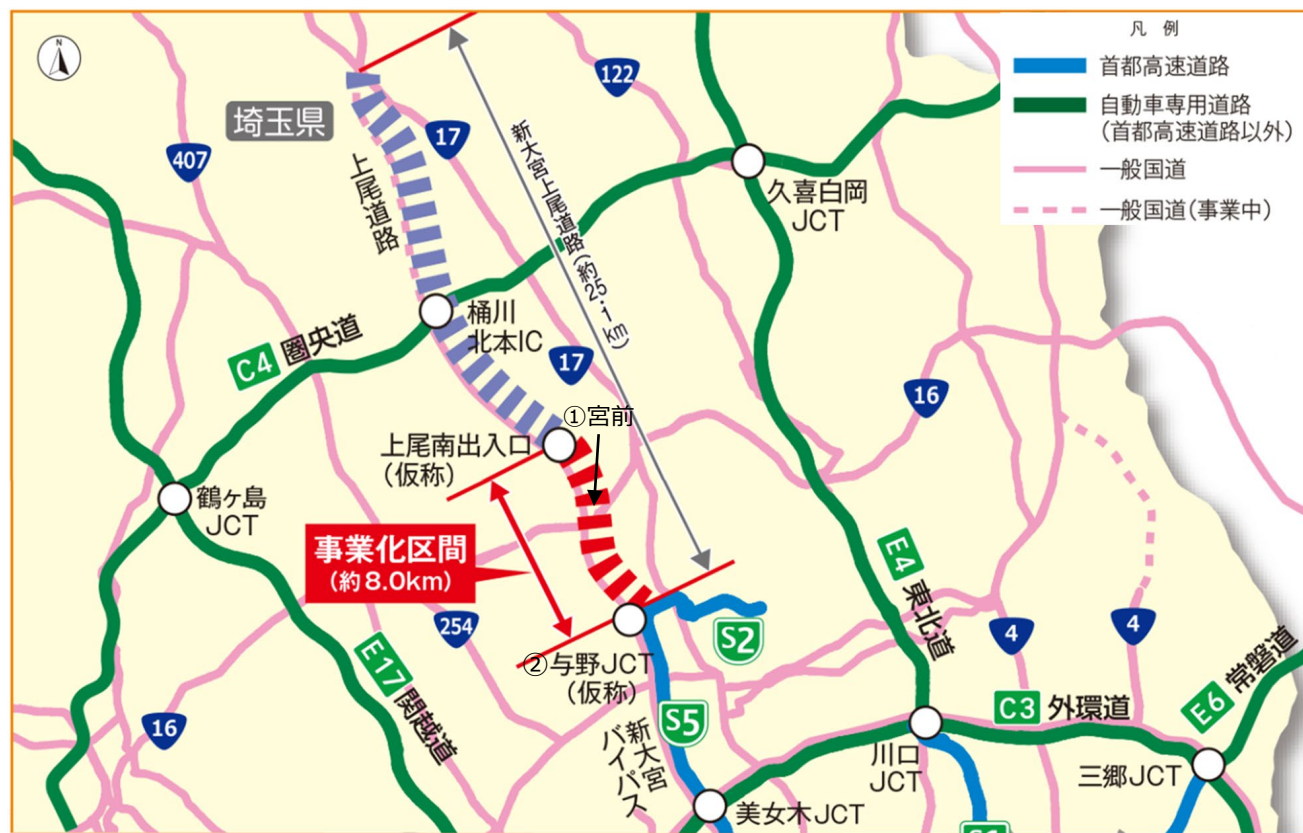
【関連リンク】

[大宮国道事務所 新大宮上尾道路](#)

[首都高速道路 新大宮上尾道路\(与野～上尾南\)](#)

○用地取得率(令和5年3月末現在)： 約20%(面積)

○引き続き任意協議を継続。



①宮前付近(平成31年3月撮影)



②与野JCT(仮称)付近(平成31年3月撮影)

2. 関東地区土地政策推進連携協議会

【関連リンク】[関東地区土地政策推進連携協議会](#) [関東地方整備局用地](#)

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)の成立と関係閣僚会議決定の基本方針を受け、関係者間の連携を強化するとともに所有者不明土地問題に取り組む市町村等を支援するため、全国10ブロックに地方整備局を中心とする協議会を設置。さらに、令和4年の同法改正を契機として、所有者不明土地対策のみならず、広く土地に関する課題解決等を支援する組織へと改組。
- 平成31年2月に「関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会」が設立され、令和4年5月に「関東地区土地政策推進連携協議会」へと改組。

会 員

関東地方整備局 (事務局 用地部)	東京法務局	関東財務局	関東農政局	林野庁
協議会の マネジメント等	登記制度に関する 情報の提供	国有地に関する 情報共有	農地制度に関する 情報共有	林地制度に関する 情報共有

設 立 目 的

- 所有者不明土地法の円滑な施行
- 用地業務、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行

主な活動内容

- ・会員等による相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置
- ・相談会や専門家等による講習会・講演会の開催
- ・所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援
- ・所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援(土地収用法の特例、地域福利増進事業、所有者探索の円滑化、財産管理制度、長期相続未了土地、所有者不明土地の管理の適正化のための措置、市区町村の所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度等)
- ・用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援

都・県・政令市

管内市区町村
との連絡調整

情報共有
意見交換

協力会員

関東弁護士会連合会
関東ブロック司法書士会協議会
埼玉土地家屋調査士会
関東甲信不動産鑑定士協会
東京都不動産鑑定士協会
日本補償コンサルタント協会
関東支部
埼玉県宅地建物取引業協会
全日本不動産協会東京都本部
埼玉県行政書士会
茨城県行政書士会
栃木県行政書士会
群馬県行政書士会
東京都行政書士会
神奈川県行政書士会
山梨県行政書士会
長野県行政書士会

支援・連携

支援ニーズ

特別会員

市区町村

講習会等
による支援

3. 地籍整備の促進

【関連リンク】[地籍整備関係](#) [関東地方整備局用地](#)

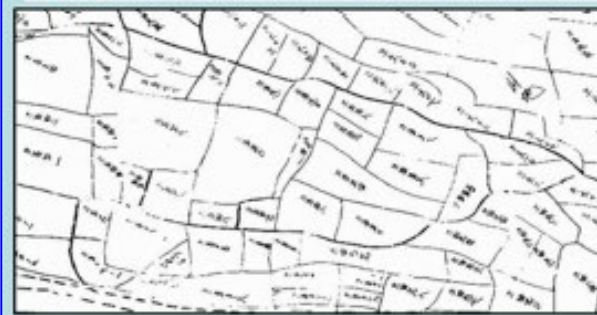
「地籍」とは

- 「地籍」とは、一筆ごとの土地の所有者や地番、地目、境界、面積など、土地の現況を示す基礎的な情報で、「土地の戸籍」とも呼ばれているものです。
- 一つ一つの土地について、所有者等に確認しながら地籍を調べていく作業が地籍調査※で、昭和26年の国土調査法制定以来、70年以上にわたり全国で実施されています。

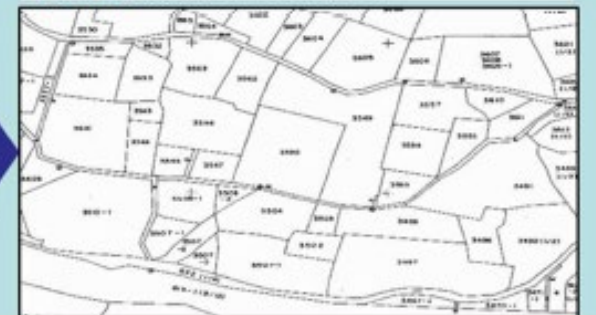
※地籍調査とは

- 国土調査法に基づき、毎筆の土地の境界や面積等を調査(主な実施主体は市区町村)
- 成果(地籍図・地籍簿)は法務局にも送付され、登記記録を修正し、登記所備付地図になる

公図：明治の地租改正に伴い作られた図面



地籍図：境界が正確な地図



地籍調査の効果

- 地籍調査の成果は、**土地取引の円滑化、災害からの早期の復旧・復興、効率的なインフラ整備、まちづくり**等を進める上で大きな役割を果たしています。
- また、自治体が保有するGIS(地理情報システム)等にも取り込まれ、行政サービスの効率化に寄与するほか、法務局へも送付され、登記記録の修正や登記所備付地図として利用されます。

関東地方整備局の業務

国土調査法

地籍調査

・自治体へ交付する補助金に関する業務

地籍調査以外の
測量・調査

・国土調査法第19条第5項の指定申請事務
・国土調査法第19条第5項に関する補助金の事務

地籍整備に関する関東地方整備局の公共事業連携の取組について

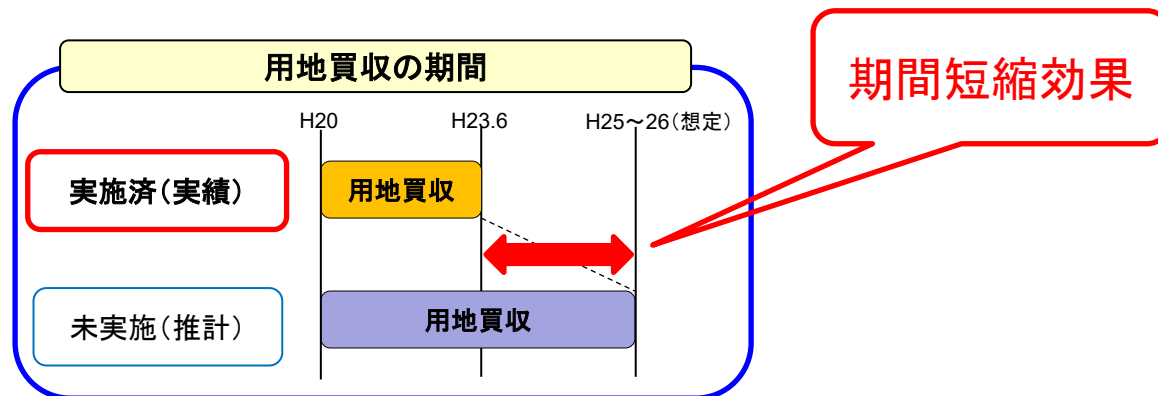
公共事業連携

- 公共事業の実施が予定されている区域において、公共事業に先行して地籍調査を実施することをいいます。
- 地籍調査が先行して実施された場合、法務局に正確な地図及び登記情報が備え付けられると、土地境界の明確化や所有者情報等の把握等がされるため、その後の**用地買収の期間短縮につながるなどの効果**が期待されます。
- 関東地方整備局では、国の事業に先行した地籍調査の実施を関係自治体に働きかけ、現在までに神奈川県内及び埼玉県内で実施されました。（後続の国の事業は現在継続中。）

なお、関東以外の地方整備局では、地籍調査完了済みだったため、後続の公共事業が2年以上の事業期間短縮につながった事例もあります。

〈事業期間短縮の事例〉九州地方整備局

西九州自動車道今福IC～調川IC区間(延長2.6km)では、地籍調査完了済みだったため、2年以上の事業期間短縮につながった。



公共事業と連携した地籍調査の場合、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助(円滑化補助)※を受けることができます。

※公共事業の確実な実施が見込まれれば、円滑化補助の交付対象となります。

1. 用地部の組織

◎ 部長

用地調整官

用地調査官

用地計画官

用地補償・土地調整管理官

○ 用地企画課

＜総合調整、土地収用、補償コンサルタント、地籍整備、地方支援等＞

- ①部内の総合調整
- ②土地収用対応・訴訟対応
- ③業務発注手続・補償管理システム関係業務
- ④補償コンサルタント登録関係業務
- ⑤地方支援(連携協議会)関係業務
- ⑥地籍整備関係業務

○ 用地補償課

＜適正な用地補償の確保＞

- ①用地対策連絡協議会関係業務
- ②補償額算定基準・事務処理に関する業務
- ③取得等に係る補償の審査・指導
- ④公共補償、特殊補償、事業損失
- ⑤所管換え手続き対応

○ 用地対策課

＜用地取得の推進＞

- ①事業用地の取得推進(河川・ダム、道路、公園)
- ②用地取得の進捗管理
- ③難航案件対応、不当要求対応

2. 管内事務所(令和5年4月現在) ※用地取得等の事務のない事務所を除く

- | | |
|---------------|--------|
| ① 河川、ダム、砂防事務所 | 17事務所 |
| ② 道路事務所 | 12事務所 |
| ③ 河川・道路混合事務所 | 3事務所 |
| ④ 公園事務所 | 1事務所 |
| | 計33事務所 |